

# 青森県こども・若者の自殺危機対応チーム支援事業説明会

(併催:令和6年度市町村等自殺対策担当者連絡会)

開催日:令和6年8月20日(火)

場 所:オンライン

作 成:障がい福祉課

## 目 次

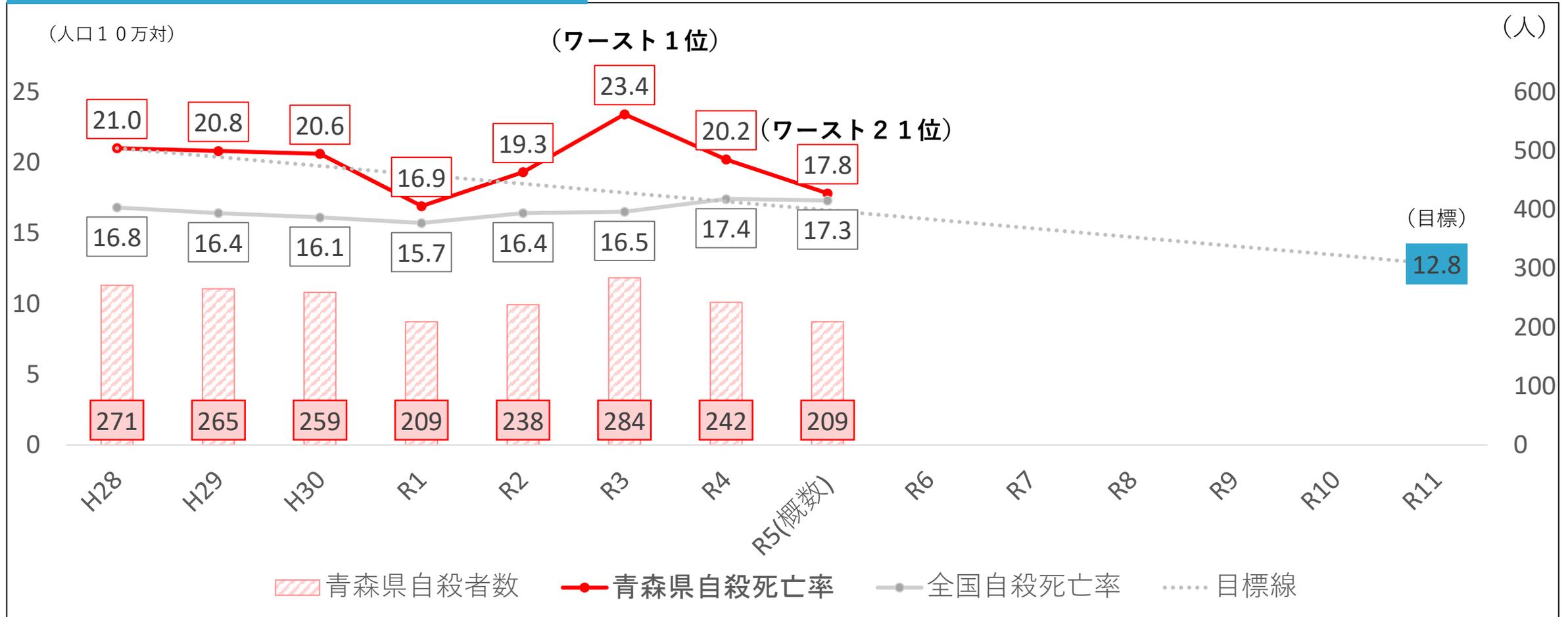
- 1 青森県の自殺の現状
- 2 いのち支える青森県自殺対策計画の進捗等
- 3 令和6年度の実施について

# 青森県の自殺の現状

---

# 青森県の自殺の現状

## 1 自殺死亡率及び自殺者数の推移

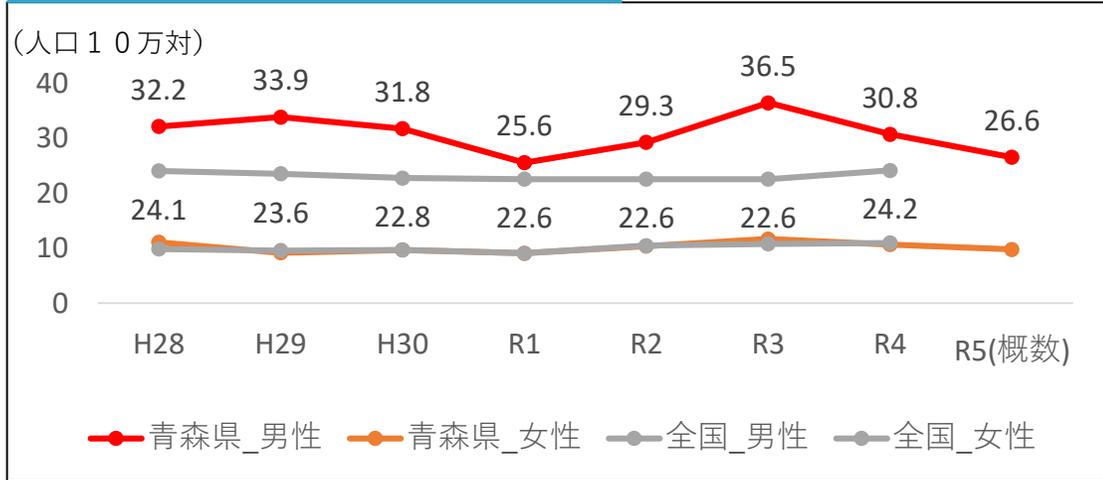


人口動態統計

- ・令和2～3年に一時的な増加があったが、その後減少傾向となっており令和5年は全国平均に近い水準であった。
- ・一方では目標値と比べてまだ高い水準であり、更なる減少に向けて取組の推進が必要である。

# 1 男女別自殺死亡率

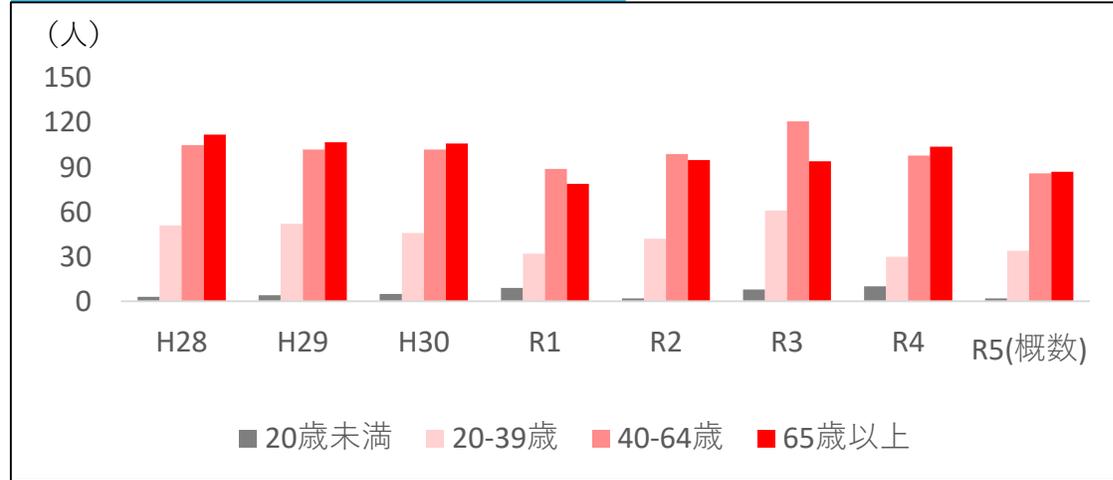
人口動態統計



※R5は推計人口をもとに障がい福祉課が算出

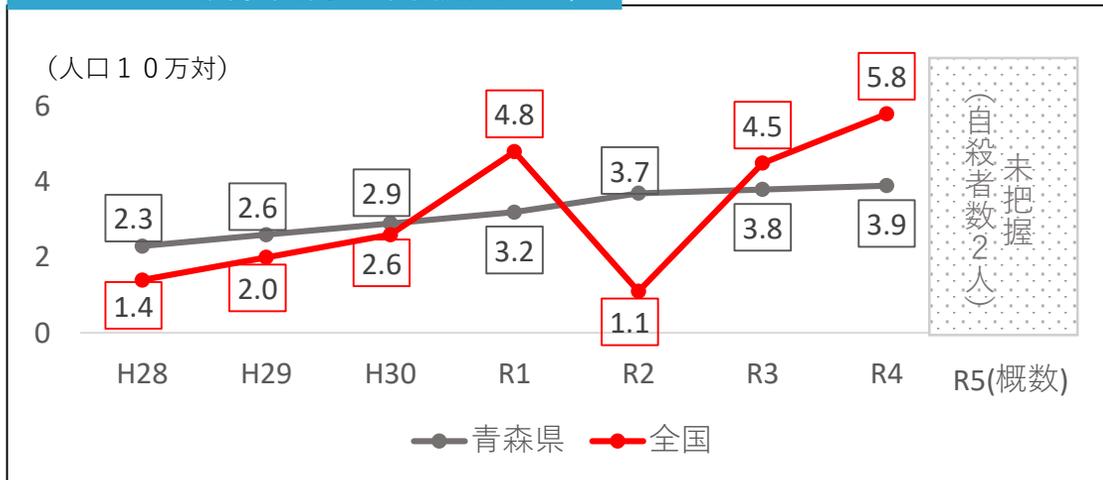
# 2 年代別自殺者数の推移

人口動態統計



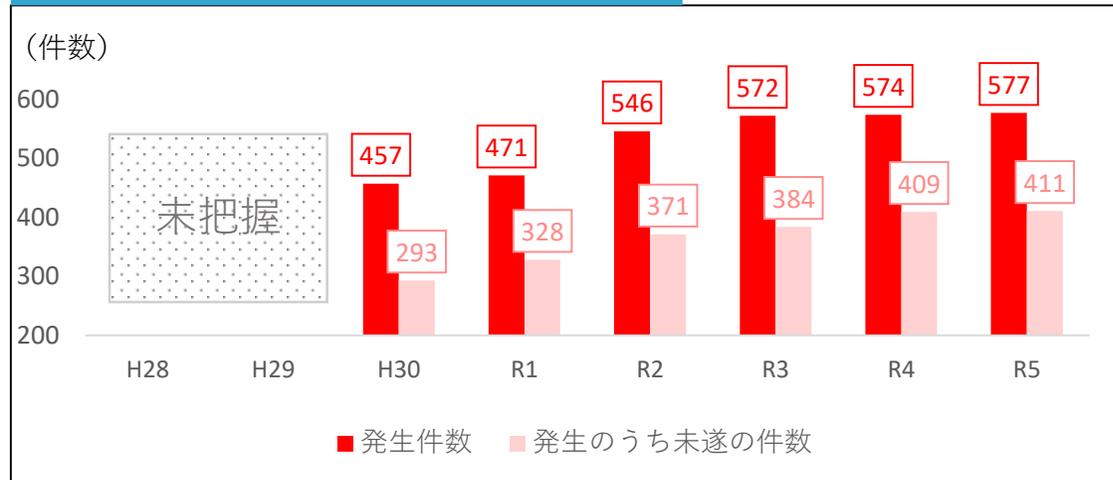
# 3 20歳未満の自殺死亡率

人口動態統計



# 4 消防救急搬送（自損件数）

障がい福祉課調べ



- ・女性の自殺死亡率は全国と同水準で推移しているが、男性は全国平均を上回る水準となっている。
- ・H28年以降は40～64歳と65歳以上の自殺者数ほぼ同数で推移している。
- ・青森県の20歳未満の自殺死亡率は上下変動あり傾向変動の判断は難しいものの、全国は増加傾向である。
- ・消防救急搬送（自損）の件数は平成30年以降増加傾向である。

2

## いのち支える青森県自殺対策計画の進捗と評価

---

## 自殺対策計画における取組

### 基本施策

- 1 市町村等への支援の強化
- 2 地域におけるネットワークの強化
- 3 自殺対策を支える人材の育成
- 4 住民への啓発と周知
- 5 生きることの促進要因への支援
- 6 児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進

### 重点施策

- 1 高齢者対策
- 2 生活困窮者対策
- 3 勤務・経営問題対策
- 4 子ども・若者対策

## いのち支える青森県自殺対策計画(計画期間H30-R5)の進捗・評価

目標等	関連施策	目標値	H28 (基準)	H29 (策定時)	実績						評価
					H30年 (度)	R1年 (度)	R2年 (度)	R3年 (度)	R4年 (度)	R5年 (度)	
①自殺死亡率	-	16.6 以下	21.0	20.8	20.6	16.9	19.3	23.4	20.2	17.8	未達成
②自殺者数	-	193人 以下	271人	265人	259人	209人	238人	284人	242人	209人	未達成
③市町村自殺対策計画策定率	基本施策1	全市町村 作成 H30年度	—	1 市町村	29 市町村	35 市町村	39 市町村	40 市町村	40 市町村	40 市町村	達成
④介護支援専門員等を対象としたゲートキーパー養成数	基本施策3 重点施策1	1,000人 以上	—	882人	966人 84人増	966人 0人増	1,024人 58人増	1,173人 149人増	1291人 118人増	1,412人 121人増	達成
⑤県内の小中学校におけるSOSの出し方教育の実施市町村数	基本施策5 重点施策4	全市町村 実施	—	14 市町村	22 市町村	27 市町村	31 市町村	28 市町村	31 市町村	35 市町村	未達成
⑥青森県健康経営認定事業所数	重点施策3	増加	—	94カ所	164カ所	243カ所	296カ所	350カ所	365カ所	375カ所	達成

# いのち支える青森県自殺対策計画(第2期)の概要

## 1 計画策定の趣旨

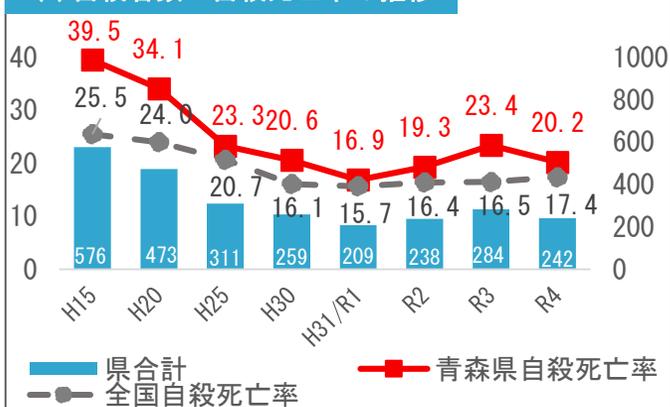
- 位置づけ：自殺対策基本法第13条に定める都道府県計画
- 計画期間：令和6年度～令和11年度（6年間）
- 基本理念：誰も自殺に追い込まれることのない青森県の実現

目標値（R11）  
**自殺死亡率12.8以下**

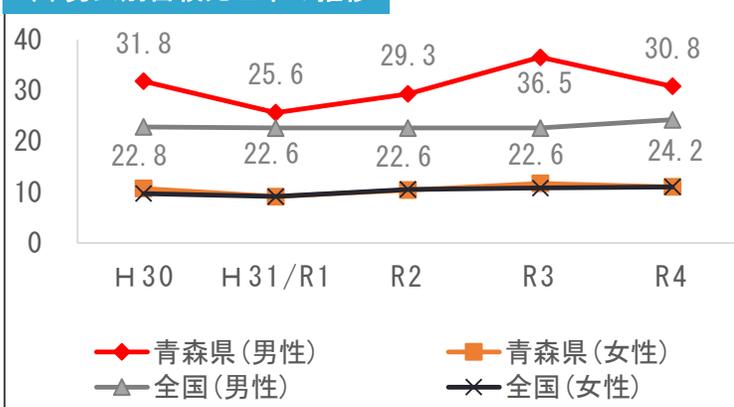
※自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数

## 2 現状

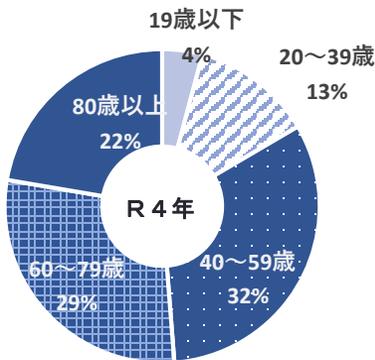
(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移



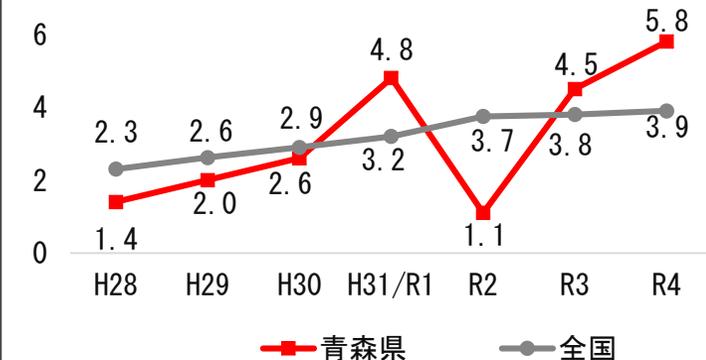
(2) 男女別自殺死亡率の推移



(3) 自殺者年代別割合



(4) 19歳以下の自殺死亡率の推移



## 3 第1期計画の評価と課題

- ・第1期計画の評価として、R4年時点では自殺死亡率の目標値16.6を未達成であることから、さらなる自殺死亡率減少に向けた取組を要する。
- ・男性の自殺死亡率が高く、また、自殺の最も多い年代が40歳～59歳であることから、この年代に対しての重点的な取組を要する。
- ・本県の19歳以下の自殺者は少ないことから、子ども・若者に対して引き続き重点的な対策を要する。

## 4 第2期計画のポイント

- ・目標値を自殺死亡率12.8以下に設定。
- ・第1期計画を引き継ぎ自殺対策推進のための基盤的な取組を「基本施策」、本県の現状を踏まえ重点的に取り組むべき対象者への施策を「重点施策」として設定。
- ・基本施策に新たに、「女性に対する支援の強化」を追加して取組を推進する。
- ・重点施策は第1期計画の4つの項目を継続し、取組を推進する。

## 5 進行管理と評価

- ・計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを推進。
- ・知事をトップとする庁内の推進体制を構築し、全庁的に計画の進捗状況を点検、評価する。
- ・外部有識者等で構成する「青森県自殺対策連絡協議会」から、毎年度、計画の進捗に関する意見を伺うなど多様な機関と連携して計画の着実な推進を図る。

# いのち支える青森県自殺対策計画(第2期)の概要

## 6 いのち支える青森県自殺対策計画(第2期)施策体系

### 基本施策

国の方針(自殺総合対策大綱)を踏まえた  
自殺対策を推進するための本県の基盤的な取組

#### 1 市町村等への持続的支援

地域の特性に応じた自殺対策を推進する市町村への支援(データ分析や困難事例等に対する連携等)

#### 2 地域におけるネットワークの拡大

県全体及び二次保健医療圏ごとの多様な関係者との連携及び情報共有の推進

#### 3 自殺対策を支える人材の育成

様々な職種を対象としたゲートキーパーの養成継続と官民横断的な自殺対策教育や研修等の実施

#### 4 住民への啓発と周知

「誰にでも起こり得る危機」である自殺への誤った認識と偏見の払拭と「助けを求める」ことへの理解促進

#### 5 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」の増加による社会全体の自殺リスクの低下を図る取組の推進

#### 6 児童生徒等の自殺予防に向けたこころの教育等の推進

援助希求行動を促す「SOSの出し方に関する教育」の推進と心理的な負担のある児童生徒へのこころのケアの支援

#### 7 女性に対する支援の強化

困難かつ多様な課題を抱え支援を必要としている女性への相談体制の強化

### 重点施策

本県の自殺の特徴を踏まえて  
重点的に取り組むべき対象者への施策

#### 1 高齢者世代対策

高齢者特有の課題を踏まえながら、多様な背景や価値観に対応した支援の推進



#### 2 働き盛り世代対策

事業者への労働問題や関係法令等の周知等と職場におけるメンタルヘルス対策の推進



#### 3 こども・若者世代対策

市町村、学校、家庭、地域社会等が連携した相談支援体制の構築とSNSによる相談体制等の若者向けの支援の充実



#### 4 生活困窮者対策

複合的な課題を抱えている生活困窮者の自立に向けた包括的支援を実施



### 生きる支援関連施策

生きることを支える庁内外のすべての取組

# 各指標と現状値

目 標	目 標 値	R5 (概数)	評 価
自殺死亡率	12.8	17.7	未達成

重点施策	指 標	目 標 値	R 5 年 度	達 成 率
高齢者世代対策	ゲートキーパー年間養成数（市町村・県を合算）	2300人/年	2100人	91%
働き盛り世代対策	国の健康経営優良法人認定数及び健康宣言実施増加数	171社/年 (基準:R4 1950社)	-64社 (1886社)	-37%
子ども・若者世代対策	小学校におけるSOSの出し方教育実施率	80%	67%	84%
	中学校におけるSOSの出し方教育実施率	80%	75%	94%
	小中学校のスクールカウンセラー配置率	100%	100%	100%
生活困窮者対策	ゲートキーパー年間養成数（市町村・県を合算）	2300人/年	2100人	91%

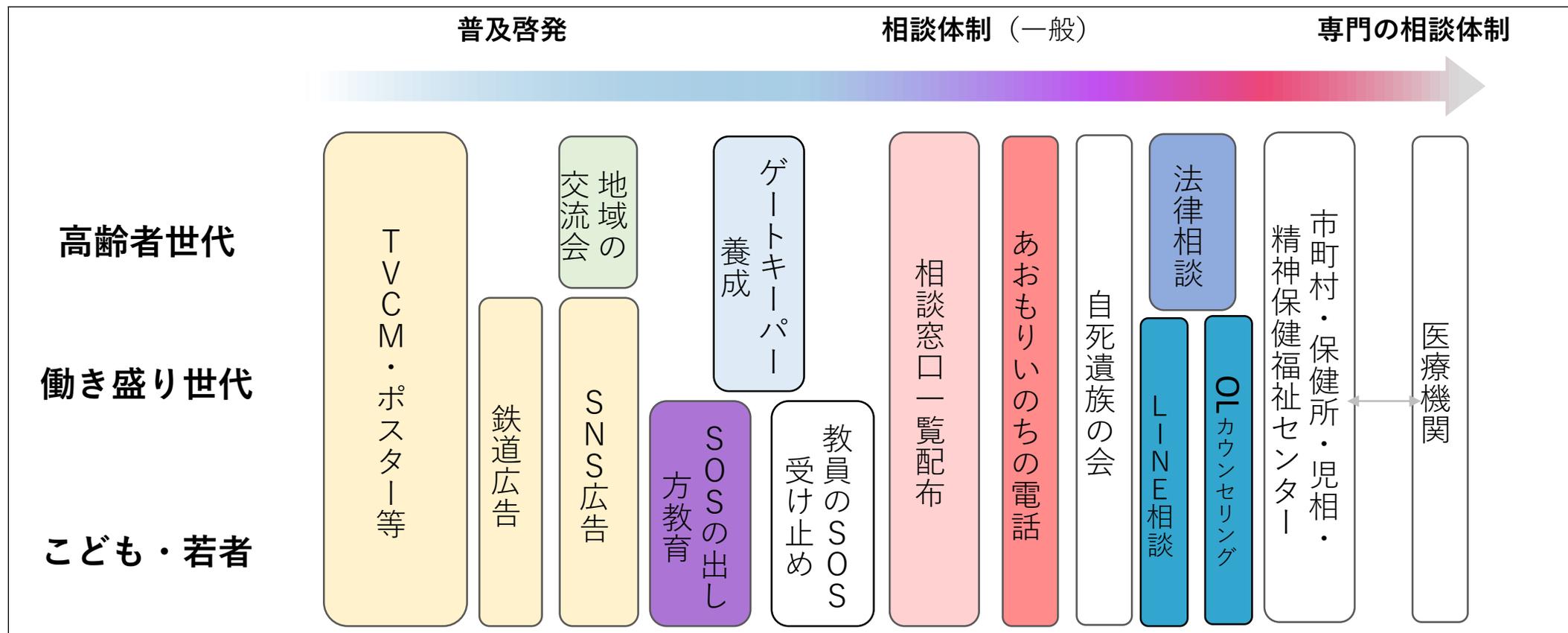
基本施策	指 標	目 標 値	R 5 年 度	達 成 率
市町村等への持続的支援	県が把握する自殺者や未遂者等に関する集計資料の市町村への提供回数	年1回以上	1回	100%
地域におけるネットワークの拡大	二次保健医療圏ごとの自殺対策関係者の連携の強化・拡大を目的とした会議体等を開催回数	各圏域 年1回以上	6圏域 計9回	150%
自殺対策を支える人材の育成	自殺対策関係職員（市町村職員等）を対象とした研修会の開催回数	年1回以上	1回開催	100%
住民への啓発と周知	メディア（TVCM・SNS・新聞・ポスター）等を活用した普及啓発	継続実施	実施	100%
生きることの促進要因への支援	「相談機関窓口一覧」の配布施設数	1640ヵ所以上	1645ヵ所	100%
児童生徒等の自殺予防に向けたこころの教育等の推進	小学校におけるSOSの出し方教育実施率	80%	67%	84%
	中学校におけるSOSの出し方教育実施率	80%	75%	94%
女性に対する支援の強化	二次保健医療圏ごとの妊産婦のメンタルヘルス等に関する関係者会議又は研修会の開催	各圏域年 1回以上	6圏域 計7回	117%

3

## 令和 6 年度の取組について

---

# 令和6年度の取組の全体像



地域自殺対策強化交付金：市町村への間接補助  
自殺対策地域ネットワーク連絡会  
その他：消防データ収集・分析



- (1) TVCM (RAB/ATV/ABA)
  - ・ 7月、9月、11月、1月、3月に各社で60本以上放送予定
  - ・ 「1550ニュースリーダー」や「わっち」等での60秒パブリシティ
  - ・ 県広報広聴課の枠を活用 (5月)
- (2) ポスター
  - ・ 中小企業約500社に配布
- (4) ランディングページ
  - ・ 以下URLで運営中  
<https://aomori-soudan.jp/>
- (5) 鉄道広告
  - ・ 9月、10月、1月、2月、3月に青い森鉄道、JR奥羽本線、下北駅などで実施
- (6) SNS広告
  - ・ Facebook、Googleリスティング、Yahoo広告、LINE広告を実施



令和6年度 民間団体ネットワークによる県民の心の健康づくり普及啓発事業

# 心と体のコミュニケーション

～不安も怒りも成長の糧～

心と体は密接に関連しています。ストレスが体に与える影響や、運動が心の健康に与える効果など、心と体のバランスを保つことが重要です。日常生活で実践できるメンタルケアのヒントを知り、取り入れることで、心の健康を保つことができます。あなたの心と体の健康を応援しています。ぜひ、今回の研修会にご参加ください。

日時

8月30日(金)

9:30~12:00

参加  
無料

場所

風間浦村総合福祉センター

げんきかん

(風間浦村大字易国間字大川目 11-2)

対象

どなたでも参加できます

しめきり 8月23日(金)

※席に余裕があれば、締め切りを過ぎても申込みできます。

申込み、問い合わせ

風間浦村 村民生活課

電話 0175-35-3111

内容

- 圏域の自殺対策紹介
- 風間浦村の自殺対策の紹介

○ 心身脳体操

講師 林 ゆう子氏

(NPO法人日本心身機能活性化療法指導士会  
青森県支部 代表)

体力の老化予防と脳活性化を図るために、  
筋肉を意識して、動かします。

○ 講話

『心と体のコミュニケーション』  
～不安も怒りも成長の糧～

講師 鳴海 敏之氏

(みちのくエンカレッジの会 代表)

私たちは人と付き合うだけでなく、自分自身の  
心や体と付き合うことによって、成長します。  
その付き合い方を一緒に学びましょう。

○ 質疑応答・情報交換等

主催…青森県、青森いのちのネットワーク 併催…風間浦村

【青森いのちのネットワーク構成団体】 青森県医師会/青森県保険医協会/なみおか SSC/ほほえみの会/  
みちのくエンカレッジの会/つがる市精神保健福祉ボランティア「エールの会」/津軽アヅマルシエ/  
心の健康を考える青森県民会議/認定 NPO 法人あおもりのちの電話/精神保健福祉ボランティアリポンの会/  
NPO 法人日本心身機能活性化療法指導士会青森県支部/当事者活動サークルアメモチハレ/青森笑いヨガハッピー会/  
特定非営利活動法人青森音楽療法研究会/

## 地域での交流会：民間団体による普及啓発事業

(令和6年度予定：13市町村)

東青：平内町

中南：大鰐町・西目屋村・藤崎町

三八：五戸町・新郷村・三戸町

西北：五所川原市・鶴田町・鱒ヶ沢町

上十三：東北町・六ヶ所村

下北：風間浦村

(令和5年度実績：11市町村)

東青：平内町

中南：大鰐町・西目屋村

三八：おいらせ町・五戸町

西北：鶴田町・鱒ヶ沢町

上十三：十和田市・三沢市・六ヶ所村

下北：大間町

(令和4年度実績：12市町村)

東青：平内町・今別町

中南：藤崎町・大鰐町

三八：田子町・五戸町・南部町

西北：五所川原市・深浦町

上十三：野辺地町・六ヶ所村

下北：むつ市



## 生活と健康をつなぐ法律相談窓口

青森県では、**弁護士・司法書士**による

**初回無料**

借金返済

慰謝料

遺産相続

法律相談を行っています

### STEP1

**017-734-9310**

申込専用電話で、相談を申し込みます。

申込受付  
月・水・金  
9:00~16:00  
(祝日は除く)

### STEP2

弁護士又は司法書士から相談者へ連絡が入りますので、  
面接相談日と場所を決めて相談することになります。

### よくある質問

Q. 料金は？

A. 初回の法律相談（約30分間）が無料です。

Q. 対象者は？

A. 青森県内に住んでいる方が対象です。

Q. 法律的な悩みの他に、別な悩みもあるのですが？

A. 法律的な相談以外については、相談者に了解を得たうえで、  
関係機関に紹介できます。

- ・日数を90日⇒188日に拡大
- ・受付時間を5時間⇒6時間に拡大
- ・リスクの高い相談者をフォローする体制を整備
- ・JR主要駅ポスター掲示、LINE広告、instagramにより更なる周知

相談していい大人は  
ここ(こ)もいたんだ

#誰かに聞いて  
ほしいことがある

**LINE 相談 2024**  
青森県障がい福祉課

アカウント名  
ひとりじゃないよ。@青森県

令和6年 8/19 [月] ▶ 令和7年 2/28 [金]  
年末年始(12/29(日)~1/3(金))を除く  
17:30~23:30